

東郷町民間ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、その撤去工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路、道路法（昭和27年法律第180号）による道路及び東郷町が管理する公衆用道路その他町長がこれらと同等の公共性があると認めるものをいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ等の組積造の塀（門柱を含む。）をいう。
- (3) 一団の土地 同一の用途に利用されている土地をいう。
- (4) 通学路 東郷町立小中学校長が指定する通学路をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等は、東郷町内のものであって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路に面しているもの及びこれに合わせて撤去するもの（一団の土地のものに限る。）
- (2) 道路に面する部分の高さが1メートル以上であるもの
- (3) 敷地の地盤面の部分の高さが当該地盤面から60センチメートル以上であるもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象とならない。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が所有するブロック塀等の撤去工事を行うとき。
- (2) 公共事業の補償の対象となるとき。

- (3) 建築物の解体に伴いブロック塀等の撤去工事を行うとき。
- (4) 撤去後のブロック塀等の販売を目的とした撤去工事を行うとき。
- (5) ブロック塀等の撤去後に新たに別のブロック塀等を設置する工事を行うとき。
- (6) 一団の土地において、過去にこの補助金の交付を受けているとき。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) ブロック塀等を所有する者又は管理する者であること。
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、一団の土地の敷地内のブロック塀等を全て解体し、運搬し、及び処分する撤去工事とする。ただし、安全上支障がないと認められるときは、一部のブロック塀等の撤去工事であっても、補助対象工事とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に要する費用とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する経費若しくは撤去するブロック塀等の延長1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額に2分の1（ブロック塀等の面する道路が通学路の場合は、5分の3）を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、撤去工事に着手する前に、民間ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 撤去工事の内容を示す図面等（ブロック塀等の高さ、延長、厚さ、構造等

を示すもの)

(3) 撤去工事の見積書（施工業者の記名及び押印があるものに限る。）

(4) 補助の対象となるブロック塀等の写真

(5) 町税の納税証明書（未納額がないことを証するもの）

(6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象工事の内容を変更し、補助金の額に変更が生じるとき又は申請者の変更があるときは、民間ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書（様式第3）に第7条各号に掲げる書類のうち計画変更に関するものを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第10条 申請者は、補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、民間ブロック塀等撤去工事中止（廃止）届（様式第5）を提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、民間ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し又はこれに代わるものの写し

- (2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）
- (3) 工事写真（撤去工事の内容が確認できるもの）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるものの写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による民間ブロック塀等撤去工事完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間ブロック塀等撤去費補助金確定通知書（様式第7）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に民間ブロック塀等撤去費補助金支払請求書（様式第8）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に定める期日までに民間ブロック塀等撤去工事完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第15条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。